

伊 勢 市 公 報

第 193 号
平成 25 年 11 月 20 日
水 曜 日

目 次

	頁
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市上下水道企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	2
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	5
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	6
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	7
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	8
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	9
上下水道告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	10
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	11
○ 公示送達	12
○ 公示送達	13

伊勢市上下水道企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次

のように定める。

平成25年11月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第10号

伊勢市上下水道企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市上下水道企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

別表調査交渉従事手当の部に次のように加える。

4 事業の用に供する土地若しくは建築物の取得等若しくはこれらに伴う物件の移転又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る当該土地若しくは建築物の所有者等又は被補償者等との交渉事務で水道事業又は下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が困難であると認めるものに従事したとき。	日額	400
---	----	-----

別表夜間工事従事手当の部中「勤務したとき」を「勤務した場合に限る」に改め、同表危険業務従事手当の部1の項を次のように改める。

1 交通の頻繁な道路上等において交通を遮断することなく行う工事、点検、検査等で管理者が職員の身体に危険があると認めるものに従事したとき。	日額	300
--	----	-----

別表危険業務従事手当の部3の項中「危険薬剤又は危険危機」を「危険又は有害な薬剤又は機器」に改め、同表清掃業務等従事手当の部を次のように改める。

清掃業務等従事手当	1 廃棄物の収集若しくは運搬、溝渠の清掃又は汚土の運搬若しくは処分の作業に従事したとき。	日額	500
	2 下水道法（昭和33年法律第79号）第13条第1項の規定による立入検査（現に使用している排水設備に係るものに限る。）に従事したとき。	日額	500

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 97 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、通町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 25 年 11 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 社団法人通町月中会から承継した財産の種類及び数量

変更前 なし

変更後 建物 1 棟

 土地 1 筆

 預貯金 3,867,572 円

 国債 51,500,000 円

伊勢市告示第 98 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
常磐仲町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

平成 25 年 11 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 大 田 春 彦

伊勢市常磐 2 丁目 6 番 22 号

変更後 中 川 政 信

伊勢市常磐 2 丁目 4 番 20 号

伊勢市教育委員会告示第9号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成25年11月15日

伊勢市教育委員会
委員長 中 居 信 明

記

- 1 日 時 平成25年11月25日(月)午後7時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会(小俣総合支所)2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第21号 平成26年度教育関係予算について
 - 議案第22号 平成25年度教育関係補正予算(第4号)について
 - 議案第23号 伊勢市立公民館条例等の一部改正について
 - 議案第24号 伊勢市立図書館の指定管理者の指定について
 - 議案第25号 伊勢市立古市参宮街道資料館の指定管理者の指定について
 - 議案第26号 伊勢河崎商人館の指定管理者の指定について
 - 議案第27号 伊勢市生涯学習センターの指定管理者の指定について
 - 議案第28号 伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理者の指定について
 - 議案第29号 伊勢市小俣農村環境改善センター管理規則の一部改正について
 - 議案第30号 伊勢市立図書館協議会委員の任命について

伊勢市選挙管理委員会告示第 84 号

平成 25 年 12 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条

第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 25 年 11 月 5 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市 郎

記

縦 覧 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
（休日は、本庁舎 1 階守衛室）

（参 考）

縦 覧 期 間 12 月 3 日（火）から 7 日（土）までの 5 日間
（公職選挙法第 23 条）

伊勢市選挙管理委員会告示第 85 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人

名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 25 年 11 月 5 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市 郎

記

縦 覧 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
 伊勢市役所東庁舎 4 階
 伊勢市選挙管理委員会室
 （休日、本庁舎 1 階守衛室）

（参 考）

縦 覧 期 間 12 月 3 日（火）から 7 日（土）までの 5 日間
 （公職選挙法施行令第 23 条の 11）

伊勢市上下水道事業告示第 31 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号)第 7 条第 1 項の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から事業廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成 25 年 11 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事 業 者 名	所 在 地	事業廃止年月日
230	かじ守	度会郡度会町棚橋 398 番 1	平成 25 年 11 月 1 日

伊勢市公告第 69 号

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 25 年 11 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 70 号

公 示 送 達

下記の者の平成 25 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 25 年 11 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
藤原 宣光	伊勢市西豊浜町 1682 番地 2	0300459534

伊勢市公告第 71 号

公 示 送 達

下記の者の平成 25 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 25 年 11 月 15 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
森島 三津廣	伊勢市東大淀町 568 番地 4	687250